

# Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2021年4月1日現在

～2021年3月31日

2021年4月1日～

▲Universal Oneサービス契約約款（第1編）（平成23年B N Sネサ第100017号）

実施 平成23年5月10日

目次（略）

## 第1章 総則

（約款の適用）

第1条（略）

2 当社がUniversal Oneサービスの円滑な運用を図るため必要に応じてUniversal One契約者に通知するご利用ガイド等のUniversal Oneサービスの利用に関する諸規定は、この約款の一部を構成するものとします。

第2条～第5条の2（略）

第2章～第13章（略）

別記（略）

料金表

通則（略）

第1表 料金（付帯サービスの料金を除きます。）

第1類 利用料金

第1 V P Nサービスに係るもの

1（略）

2 料金額

2-1（略）

2-2 付加機能利用料

2-2-1 代表契約に係るもの

2-2-1-1 クラウドコネクタ接続機能

(1)～(2)（略）

▲Universal Oneサービス契約約款（第1編）（平成23年B N Sネサ第100017号）

実施 平成23年5月10日

目次（略）

## 第1章 総則

（約款の適用）

第1条（略）

2 当社がUniversal Oneサービスの円滑な運用を図るため必要に応じてUniversal One契約者に通知するご利用ガイド（[国際VPNサービスに係るものを除きます。](#)）等のUniversal Oneサービスの利用に関する諸規定は、この約款の一部を構成するものとします。

第2条～第5条の2（略）

第2章～第13章（略）

別記（略）

料金表

通則（略）

第1表 料金（付帯サービスの料金を除きます。）

第1類 利用料金

第1 V P Nサービスに係るもの

1（略）

2 料金額

2-1（略）

2-2 付加機能利用料

2-2-1 代表契約に係るもの

2-2-1-1 クラウドコネクタ接続機能

(1)～(2)（略）

～2021年3月31日

2021年4月1日～

(3) Microsoft 接続タイプ

A Azure ExpressRoute利用

月額

(略)
備考
1～9 (略)
10 この機能を利用する代表契約者は、Azure ExpressRoute利用とAzure Peering Service利用との間の相互の変更を請求することはできません。

B Azure Peering Service利用

月額

区 分	単 位	料金額
Microsoft CorporationのアプリケーションサービスとVPNグループとの間の通信を可能とする機能であって、Azure Peering Serviceを利用するもの	帯域利用料	
	最大10Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1の接続ごとに 64,000円 (70,400円)
	最大50Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1の接続ごとに 215,000円 (236,500円)
	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1の接続ごとに 239,000円 (262,900円)
	最大200Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1の接続ごとに 291,000円 (320,100円)
最大300Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1の接続ごとに 343,000円 (377,300円)	

(3) Microsoft 接続タイプ

A Azure ExpressRoute利用

月額

(略)
備考
1～9 (略)

B 削除

～2021年3月31日

2021年4月1日～

最大400Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1の接続ごとに	395,000円 (434,500円)
最大500Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1の接続ごとに	447,000円 (491,700円)
最大1Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1の接続ごとに	685,000円 (753,500円)
NAPT利用料	1の接続ごとに	150,000円 (165,000円)

備考

- 1 当社は、代表契約者に限り、この機能を提供します。
- 2 この機能を利用する代表契約者は、アプリケーションサービスとの間の通信について、そのアプリケーションサービスに係る契約者の同意を得るものとします。
- 3 当社は、この機能に係る付加機能利用料として、帯域利用料及びNAPT利用料を合算して適用します。
- 4 当社は、この機能に係る通信の品質を保証しません。  
ただし、ギャランティ型については、クラウドゲートウェイとアプリケーションサービスとの接続点の間の区間に限り、上表の区分に定める符号伝送速度による通信を確保して提供します。
- 5 次に掲げる通信の区分に係る回線契約者はこの機能による通信を行うことができません。
  - (1) ギャランティアアクセス（品目が音声伝送のものに限ります。）
  - (2) ギャランティ（イーサ専用）アクセス（VLAN多重機能を利用してVPNサービスとの混在多重を行うものを除きます。）
  - (3) ギャランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセス

～2021年3月31日

2021年4月1日～

6 当社は、この機能を利用する代表契約者に、追加IPアドレスを提供します。この場合において、追加IPアドレスに係る付加機能利用料は次表のとおりとします。

月額

区 分	単 位	料 金 額
NAPT用追加グローバルIPアドレス利用料	1の追加IPアドレスごとに	100,000円 (110,000円)
NAT用追加グローバルIPアドレス利用料	1の追加IPアドレスごとに	20,000円 (22,000円)

備考

- 1 当社は、追加IPアドレスの変更又は廃止について、第27条の2（付加機能の最低利用期間）第3項及び第4項の規定を適用しません。
- 2 当社は、追加IPアドレスに係る付加機能利用料について、第27条の2第3項及び第4項の規定を適用しません。

7 当社は、この機能が全く利用できない状態が生じた場合は、第38条（利用料金の支払義務）又は第47条（責任の制限）の規定を準用します。

ただし、料金表通則19（クラウドコネクタ接続機能のSLAに係る料金の扱い）が適用される場合は、その定めるところによります。

8 この機能を利用する代表契約者は、Azure ExpressRoute利用とAzure Peering Service利用との間の相互の変更を請求することはできません。

(4) ECL接続タイプ

月額

区 分	単 位	料金額
当社の <u>エンタープライズクラウドサービス利用規約</u> に定めるエンタープライズクラウドサービス（ <u>エンタープライズクラウドサービス利用規約</u> に定めるネットワークを利用するものを除きます。）とVPNグループとの間の通信を可能とする機能	(略)	(略)

(4) ECL接続タイプ

月額

区 分	単 位	料金額
当社の <u>Smart Data Platformサービス利用規約</u> に定めるエンタープライズクラウドサービス（ <u>Smart Data Platformサービス利用規約</u> に定めるネットワークを利用するものを除きます。）とVPNグループとの間の通信を可能とする機能	(略)	(略)

～2021年3月31日	2021年4月1日～
<div data-bbox="264 225 1077 264" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">備考 (略)</div> <p style="margin-left: 40px;">(5)～(9) (略)</p> <p style="margin-left: 60px;">2-2-1-2～2-2-1-10 (略)</p> <p style="margin-left: 60px;">2-2-2 (略)</p> <p style="margin-left: 60px;">2-3～2-4 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第2類 (略)</p> <p>第2表～第3表 (略)</p> <p>料金表別表 (略)</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/>	<div data-bbox="1151 225 1973 264" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">備考 (略)</div> <p style="margin-left: 40px;">(5)～(9) (略)</p> <p style="margin-left: 60px;">2-2-1-2～2-2-1-10 (略)</p> <p style="margin-left: 60px;">2-2-2 (略)</p> <p style="margin-left: 60px;">2-3～2-4 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第2類 (略)</p> <p>第2表～第3表 (略)</p> <p>料金表別表 (略)</p> <p><u>附 則 (令和3年3月19日 D P Sサ第00761494号)</u></p> <p><u>(実施期日)</u></p> <p><u>1 この改正規定は、令和3年4月1日から実施します。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している付加機能(クラウドコネクト接続機能(Microsoft接続タイプのAzure Peering Service利用に係るものに限ります。)に限ります。)に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。</u></p> <p><u>3 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u></p> <p><u>4 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。</u></p>